

◎新潟県告示第425号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 県立坂町病院
- 2 所 在 地 村上市下鍛冶屋589番地
- 3 有効期間 令和5年5月1日から
令和8年4月30日まで